

令和2年4月24日

学生・保護者の皆様

鈴鹿工業高等専門学校長

新型コロナウイルス感染症対策における鈴鹿高専の対応について（第3報）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 5月7日以降の授業について

5月7日（木）に遠隔授業ガイダンスと年度初めオリエンテーションをオンラインで行い、5月8日（金）からは遠隔授業を開始いたします。先般行いました、「スマートフォン等の保有状況や各ご家庭での通信環境等の調査」により、ほぼ環境が整っていますことを確認しました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き本校の教育活動へのご協力をお願いいたします。なお、通信環境等が整っていないご家庭におかれましては、恐れ入りますが早期の整備をお願いいたします。また、学校におきましてwifiルータの貸し出し（通信費実費）を行いますので、必要な方は学生課教務係（059-368-1731）までお尋ねください。

学生諸君は、遠隔授業に必要な通信テストを必ず実施するようにしてください。遠隔授業の実施方法等については、鈴鹿高専 HP の「遠隔授業ポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.suzuka-ct.ac.jp/guide/online-education/>

2. 教科書の受領について

4月20日までに学校から各ご家庭に教科書を発送しています。発注した教科書の有無を確認し、揃っていないようであれば、鈴鹿高専 Moodle 内の教務係案内から質問してください。

3. 入寮について

遠隔授業実施に伴い学寮は閉寮としますので、ご了承願います。

4. 登校制限中の登校について（遠隔授業開始後の登校について）

現在、登校を制限していますが、遠隔授業開始後も同様に登校を制限し、不要不急の登校を禁止といたしますが、やむを得ず来校する必要がある場合は、事前に許可をとる必要がありますので、学級担任もしくは指導教員までご連絡くださるようお願いいたします。

※ 原則、学級担任や指導教員との進学・就職の相談等はメール等により行ってください。

※ 学寮の荷物の引き取りに関しては、鈴鹿高専 Moodle 内の学生寮をご参照ください。

5. 遠隔授業開始までの過ごし方について

教科書がすでに手元に届いていることと思います。また、日本全国に「緊急事態宣言」が出されており、国民全員が不要不急の外出を控えているところです。学生諸君も引き続き、不要不急の外出を避け、特に感染リスクを高める行動は厳に慎み、5月から始まる新学期に向け、不得意科目の復習、鈴鹿高専 moodle 上の課題や新しい学習へのチャレンジなど、有効に時間を利用してください。

6. 学生の就学支援について

学生の就学支援について、随時、情報が更新されています。新型コロナウイルス感染症に係る影響を受け、保護者の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合における支援制度などの情報もありますので、鈴鹿高専HPやMoodle内学生支援系の「授業料等免除・奨学制度」のページをご参照ください。

https://www.suzuka-ct.ac.jp/student/student_index/scholarship/

7. 学生相談窓口について

学生の皆さんは、日々の生活のこと、勉強のこと、進路のこと、人とのつながりのことなどに悩むこともたくさんあると思います。そんな時は、まずは一番身近である担任の先生へ遠慮なく連絡してください。なお、下記URLでも相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。後日、学生相談室からも案内がありますのでしばらくお待ちください。

https://www.suzuka-ct.ac.jp/student/student_index/sos/

【日常の過ごし方】

1. 基本的な感染予防対策（手洗いや咳エチケットなど）とともに、睡眠を十分にとり、バランスの良い食事を心がけるとともに、毎日検温して記録しておく等、健康管理に留意し、自宅で学習するときも規則正しい生活を心がけてください。
2. 日本全国に緊急事態宣言が出されていますので、昼間、夜間を問わず、不要不急の外出を避け、特に、感染リスクを高める行動は厳に慎んでください。また、感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動は常に避けるようにしてください。
(例) カラオケボックス、ライブハウス、コンサート会場 など
3. 海外渡航は禁止します。なお、既に海外の特定の地域に渡航していた者が日本へ帰国した場合は、帰国した際に厚生労働省（検疫所）より2週間の外出自粛が要請されます。その間、発熱等体調に変化があった場合は、医療機関を受診するなどしてください。また、渡航し帰国した旨を、学生課教務係（059-368-1731）までご連絡ください。
4. 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合や、学生が濃厚接触者(注1)となった場合、また学生の同居者が濃厚接触者及び感染の疑いがある者(注2)となった場合は、学生課教務係（059-368-1731）へ連絡してください。
(注1)「濃厚接触者」：保健所に「濃厚接触者」と言われた者（保健所に「健康観察者」と言われた者は除く）
(注2)「感染の疑いがある者」：PCR検査を受けた者等
5. 感染状況次第で、学校の対応も変更になる場合があります。最新の情報を公式ホームページや学校から送られるメール等で定期的に確認してください。

【保護者の皆様へ】

学生に発熱や風邪の症状といった体調不良が起こった場合は、ご自宅での静養をお願いするとともに、感染症拡大防止のため、不要不急の外出は避けて頂くよう、家庭内でも学生へのご指導をお願いいたします。保護者の皆さまには、大変ご負担をおかけしますが、本対策にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

【この件に関してのお問合せ先】

1. 授業や登校、教科書等に関する件：教務係 059-368-1731
2. その他の事項に関する件：総務企画係 059-368-1711